

日本鉱山業の確立過程における友子制度の考察(4) 明治期における友子の組織と機能(中)

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

53

(号 / Number)

3・4

(開始ページ / Start Page)

33

(終了ページ / End Page)

86

(発行年 / Year)

1986-03-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008453>

明治期における友子の組織と機能 (中)

——日本鉱山業の確立過程における友子制度の考察(四)——

村 串 仁 三 郎

目 次

一、研究課題と問題点

二、明治期における友子制度の普及(以上本誌五二一三・四号)

三、明治期における友子制度普及の必然性(本誌五三一一号)

四、明治期における友子の組織と機能(上)(本誌五三一一号)

明治期における友子の組織と機能(中)(本号)

(4) 明治後期における友子制度の確立

(a) 明治三〇年代前半期における友子制度の確立

日本の近代的鉱山業は、炭鉱業も含めて、明治三〇年代の中頃までに一応の確立をみたと云えよう。その基本的指標は、明治一〇年代までに残存していた在来の地稼的経営が二〇年代に入って大幅に駆逐され、西欧式の開坑、採鉱方式が広く採用され、採鉱部面の手掘りは克服されなかったとはいえ、切羽から坑道への鉱石運搬の機械化、

排水、通風の機械化、選鉱、製錬の洋式化と機械化などの一連の産業革命上の措置が講ぜられ、近代的鉱山経営が支配的となったこと⁽¹⁾にある。

明治期における友子制度もまた、鉱山業の近代化過程において、採鉱部面における手掘の残存、採鉱熟練鉱夫の不足、飯場制度への依存などの要因によって、徳川期に成立した基本構造を一層整備し、明治末期あるいは大正期に確認される友子制度の基本構造を明治三〇年代前半期までに確乎たるものとして確立するに至った。

従来の友子研究においては、明治期の友子制度の実態的分析を欠如させたまま、例えば松島静雄氏のように、友子制度は「最も形態的な発展の段階に到達したのは明治末期から大正初期にかけての時代」⁽²⁾であると指摘されてきた。しかし、本稿の分析によって明らかにされたことは、明治末期から大正初期にみられる友子制度は、その基本的枠組についてみる限り、資料的にはほぼ明治二〇年代に確立していることが確認できるし、少なくとも明治三〇年代前半期までにごく限られてはいるが友子の成文規約の形で制度的に確立していることが確認できるといふことである。更にいえば、すでに分析したように、明治初期の友子制度の実態は、明治末期から大正初期に確認される友子制度の基本的枠組に著しく近く、友子制度は、徳川末期から明治初期にすでに制度的にもかなりの発達をみせていたのではないかと窺わせるに十分である。しかしそれを確認するには、今のところ資料の存在があまりにも乏しいのであるが。

だが明治二〇年代においては、明治初年代一〇年代の資料を前提にすれば、幾分とも友子制度の実態を示す資料も多くなり、また明治三〇年代又は四〇年代の友子制度の実態から照射しうるそれ以前の友子像は、明治二〇年代少なくとも明治三〇年代前半期までに友子制度が、制度的に確乎として確立していることを我々の前に明らかにしてくれる。

今ここで明治二〇年代末までに、友子制度の確立を示す基本的な指標を挙げるとすれば、以下の通りである。

第一に、友子の組織の面についてみれば、まず各地の鉱山で取立を行ったり、共済活動を行なう友子の単位組織の広範な存在を前提として、明治三〇年の磐城炭砒の友子規約における「交際所」、「箱元」、「大当番」、「山中の協議」の確認は、明治二〇年代末に明治末年から大正初年の友子組織の基本的枠組が出来上っていることを証明している。今のところ友子資料の不足によって、明治二〇年代に、友子の交際所、箱元、大当番、山中協議の存在を示す直接的資料はない。しかし、後に詳しくみるように、常磐地方の一炭砒の友子規約にかかる友子の基本組織の枠組が示されていることは、すでに二〇年代にそれが成立していることを確実に示唆していると云えよう。更に指摘すれば、明治末年から神岡鉱山で労務係として働いていた水瀬清二郎は、神岡鉱山に地稼時代(明治初年代)から箱元が存在していたことを指摘している。箱元が存在していれば、交際所も存在したのである。大当番や一般の当番などの役員も存在したのであろう。頻繁に取立を行ない、また共済活動を行なうためには、一定の組織は不可欠であり、明治初年代の神岡鉱山における友子の活動をみれば、そこに明治末年にみられるような組織が基本的に出来あがっていたことは疑いない。少なくとも、明治二〇年代には、友子の基本組織は出来あがっていたとみなすことができる。友子制度は、明治二〇年代末には確乎として確立していたと主張する理由の一つがここにある。

第二に、友子の機能の面についてみれば、すでに明治初年代から鉱夫の取立(及び取立儀式)が行なわれ、鉱夫の病傷に対する相互扶助、死亡見舞などの制度もみられ、一宿一飯を伴う浪人制度も確認されている。仏参の制度も西国系友子についてはおくとともに東国系友子では幕末から確認されている。厳しい友子の規律の存在も確認されている。ただし、これまで明治前期の友子制度の分析において、確認出来なかったことは、取立後に取立山(親山)で三年三ヶ月修業する義務制度と箱元交際と呼ばれた奉願帳・寄附帳の制度である。取立山で三年三ヶ月修業

する制度については、磐城炭砒の友子規約では、確認することができない。しかし、三年三ヶ月の修業制度は、永岡鶴藏によって明治四一年に書かれた自伝のなかで、取立制度に関連するものとして早くから存在するものの如く示唆⁽⁴⁾されている。管見する限り、資料的にこの制度の存在を確認しているのは、明治三六年九月刊行の蓮沼叢雲『足尾銅山』である。この書は「坑夫は三年三ヶ月間、取立られたる鉱山に勤続すべき義務を負ふものなり⁽⁵⁾」と指摘している。私は、この制度は、すでに明治初年代に形成されていたと確信するが、少なくとも明治三〇年代前半期にははっきりと一般化されていたものと考えている。

奉願帳・寄附帳の制度は、明治三〇以前においては資料的に確認出来ない。しかし磐城炭砒の友子規約には、山中友子による奉願帳・寄附帳の発行について規定しており、この制度も少なくとも明治二〇年代末には確立していたものと考えられる。以上の二点を考慮すれば、友子制度は、すでに明治二〇年代末までに、明治末年及び大正初年の友子制度の基本的枠組を確立させている、と云いうるであろう。この点は、本稿において詳しく実証されることになる。

尚、明治二〇年代における友子制度の普及については、「明治期における友子制度の普及」の稿で幾分とも、実証してきたが、その後の研究成果をここで補足しておきたい。明治二〇年代においても、これまで考えられなかったほど広範に各地の鉱山に友子制度が存在したことが確認される。まず指摘したいことは、島根県の大森鉱山（旧石見銀山）の明治二二年、二四年、三〇年、三五年、四二年の取立免状が残されており、明治二〇年代に大森鉱山で友子制度が存在したことをはっきり物語っている。また神岡鉱山、入山採炭第四坑、尾去沢鉱山赤沢坑、阿仁鉱山小沢坑の「坑夫取立下面状」というものが残されており、これは、取立に際して親分の取立年次を記した箱元資料である。第一表は、明治二〇年代に取立てられた鉱夫の存在を示したものであり、友子の普及の度合が浮彫されて

37 明治期における友子の組織と機能（中）

(4)の(a)の注

いる。例えば、入山採炭第四坑の明治四五年度の取立下面状によると、二八人の親分のうち明治三五年以前に取立てられたもの八人、そのうち三〇年以前のもが三人もいる。またその他の立会人（三六人）の取立年次をみると、明治三五年以前のもの六名その内三〇年以前のもの三人もいる。これらの資料は、明治二〇年代の友子制度の存在を示している。尾去沢鉱山の下面附には明治三五年以前の取立のもの一四名おり、そのうち九名が三〇年以前のものである。同じく阿仁鉱山の場合は、四名中二名、神岡鉱山の場合は、一名中七名が、明治三五年及び三〇年以前の取立である。明治二〇年代に各地の鉱山で取立が行われたことを示している。

第1表 坑夫取立下面附にみる取立年次

入 山 採 炭 (M45)				
			出身地	取立年月日
親	分	A	羽 前	M27. 7. 15
		B	羽 後	M29. 1. 1
		C	羽 前	M30. 7. 14
		D	羽 前	M31. 3. 15
		E	羽 賀	M31. 4. 13
		F	加 濃	M32. 12. 31
		G	信 後	M35. 6. 1
		H	越 代	M35. 12. 31
		A	岩 子	M21. 12. 31
		A	伊 予	M29. 1. 1
渡 坑 夫 立 会 人	自 坑 夫 立 会 人	B	伊 予	M29. 2. 17
		C	伊 予	M31. 3. 15
		C	伊 予	M33. 1. 31
飯 場 立 会 人	錠 場 立 会 人	A	岩 紀	M30. 7. 15
		A	岩 紀	M30. 7. 15
尾去沢鉱山・赤沢坑 (T 2)				
親	分	A		M17. 3. 3
		B		M28. 12. 28
		C		M32. 5. 11
		D		M35. 11. 6
		A	伊 予	M23. 1. 1
		A	伊 予	M21. 6. 2
		A	伊 予	M23. 12. 31
		B		M28. 11. 1
		A	備 前	M21. 3. 3
		B	越 中	M22. 5. 11
山 中 大 当 番 立 会 人	飯 場 立 会 人	A	越 中	M26. 12. 31
		A	越 中	M33. 5. 11
		B	越 中	M34. 7. 11
		A	越 中	M35. 5. 11
阿仁鉱山・小沢坑 (T 3)				
親 飯 山 中 頭 立 会 人	分 人 人 人 人	A	伊 予	M32. 5. 12
		A	伊 予	M33. 12. 31
		A	伊 予	M22. 9. 5
		B	伊 予	M25. —
神岡鉱山・栲洞坑 (T 5)				
親	分	A	飛 驒	M10. 7. 15
		B	越 後	M27. 5. 15
		C	備 前	M27. 5. 15
		D	越 中	M27. 7. 14
		E	飛 驒	M27. 7. 14
		F	越 中	M27. 7. 14
		G	越 中	M30. 7. 5
		H	越 中	M32. 4. 5
		I	越 中	M32. 12. 31
		J	越 中	M34. 5. 14
		K	飛 驒	M35. 5. 15

- (1) 日本鉱山業の産業革命及び及び産業資本主義としての確立期についての種々の議論があるが、ここでは立入らない。
- (2) 松島静雄『友子の社会学的考察』、一九六頁。
- (3) 水瀬清二郎『坑夫』、三二六頁。
- (4) 永岡鶴蔵『坑夫の生涯』、『近代民衆の記録』2 鉱夫、二四〇頁。
- (5) 蓮沼叢雲『足尾銅山』、五八頁。

(b) 明治三〇年代前半期における友子成文規約の成立

松島静雄氏は、友子の成文規約の成立にふれ、「小坂をはじめ多くの鉱山で明治三七、八年前後を境としてそれまで主として伝承によって伝えられた運営様式は、規約の形で明瞭に成文化される」と指摘され、友子制度の発達の度合を見る一つのメルクマールをそこに置いているように思われる。しかし友子の成文規約の成立は、一般的にみてもう少し早い時期であったのではないかと思われる。

事実、山口弥一郎氏は、『炭鉱聚落』⁽²⁾の中で、常磐地方の磐城炭鉱内郷町田坑の明治三〇年の友子成文規約を紹介している。氏によれば、明治三〇年に同坑に友子が組織され、全十二条からなる友子規約が決議された⁽³⁾ということである。明治三〇年に常磐地方の一炭鉱で、友子の成文規約がみられるということは、他の金属鉱山においても友子の成文規約がすでに広範に存在していたことを示唆している。

というのは、本来友子は、金属鉱山において生成し、明治三〇年頃には、金属鉱山の友子は常磐地方の一炭鉱の友子より相当発達していたと考えられるからである。常磐地方における炭鉱は、幕末から細々と経営されてきたが、近代的経営は、明治二〇年代に入って磐城炭鉱と入山採炭の二鉱に限られ、三〇年代に入って中小炭鉱が開発されたにとどまる⁽⁴⁾。従って常磐地方における友子制度の形成は、金属鉱山からの移入によってなされたものであ

る。磐城炭砒の友子の成文規約は、常磐地方の友子が発達した結果生み出されたというのではなく、すでに金属鉱山において存在した成文規約をモデルとして作成されたものであると思われる。

そうだとすれば、友子が発達していた金属鉱山では、すでに明治三〇年頃、あるいはそれより相当以前に、友子の成文規約が成立していた可能性が強い。この点に関連して注目されるのは、明治二九年四月の『国民新聞』に連載された松原岩五郎の「足尾鉱山（砒夫の生活）」における指摘である。松原は、足尾鉱山において「坑夫仲間に遺伝せる一種の気風」ありと友子制度に着目し、「此の仲間に通せる一つの社会的規約ありて、其法律を遵守すること堅し」と書いている。松原の指摘は、足尾鉱山の友子が、明治二〇年代末にすでに成文規約を持っていたように読める。

ここでの、単に慣行だとか慣習があるというのではなく、「一つの社会的規約」、「其法律」があるという表現は、成文規約の存在を十分に示唆している。

右の解釈は、多少思い込みが強いとの謗りをまぬがれないが、しかし友子の成文規約は、少なくとも明治三〇年代前半期に相当成立していたのではないかと思わせる根拠がある。例えばその一例は、明治三五年に草倉鉱山において可成り詳細な友子成文規約が存在していることである。松島静雄氏の友子研究において指摘されているところによれば、明治三五年四月に草倉鉱山から発せられた友子の除名回状には「草倉銅山坑夫友子同盟規約第二章第二十七条第三類第十四項に依り御懲戒」とある。この記述は、草倉鉱山で明治三五年に章、条、類、項に及ぶ詳細な友子成文規約が存在していたことを示す。この事実は、松島氏の指摘するように明治三七、八年に友子の成文規約が現われたのではなく、明治三五年には、極めて詳細な成文規約がすでに出来上っているということを示している。そして、明治三〇年の磐城炭砒の友子規約のような簡略なものは、すでに明治三〇年頃には、各地の鉱山の友子組織に存在していたのではないか、今のところそれがこれまで発見されなかったにすぎないのではないか、とい

うことを十分に示唆している。従って草倉鉦山と同一資本系の足尾銅山にも、友子の交流が著しかったので、同様の友子規約があった可能性が強い。

明治三〇年代前半期に友子の成文規約が成立していたのではないかと思われるもう一つの例は、わずかに残されている明治末年の成文規約自体にある。例えば、神岡鉦山の友子規約をみてみよう。水瀬清二郎は、『坑夫』という著書で、明治末年と大正初期の神岡鉦山の友子規約を紹介している。後に詳しく紹介するが、その規約のうちの一つは、「神岡鉦山同盟坑夫 契約書」と題し、「明治四十四年二月訂正」との注記があり、また「大正八年一月三十日現在迄実施せる分」とも注記されている。この規約は、全二三条、五〇項からなるかなり詳細なものである。しかし明治四四年に改正したと思われる個所（実際は新しく追加された条項）は、一ヶ条と六項にしかすぎず、この規約の殆んどは明治四四年以前のものであることがわかる。

一般的に考えられることは、この詳細なる規約の原型となる簡略な規約は、相当以前に成立していたのではないかと云うことである。事実、水瀬清二郎の紹介しているもう一つの友子規約に「栃洞山中規約」（大正八年二月一日改正）がある。これは内容的には、さきの「神岡鉦山坑夫同盟 契約書」と同じであるが、「栃洞山中規約」の方が全七条全三〇項（但し大正一二年以降の改正追加条項を除く）で、かなり簡略である。もともと神岡鉦山同盟坑夫の「契約書」は、明治三年に大富坑と栃洞坑の二箱元が統合して一箱となった友子組織の規約である。従って「神岡鉦山同盟坑夫 契約書」は、明治三年に大富坑の箱元と栃洞坑の箱元が統合された時に作成された可能性が強い。明治三年以降、大幅な規約改正があったと考えられるが、しかし「神岡鉦山同盟坑夫 契約書」の原型は、明治三年に作成されていたものと考えられる。因に「神岡鉦山同盟坑夫規約」（末尾に「大正七年下半年期改正」との注記がある）というものも水瀬の著書に紹介されているが、条文の序列は若干異なるが、さきの「契約

書」と内容的にはほぼ同一である。何故このように二様の規約が存在するが明らかではないが、私見では、どちらも正式の規約だったと思われる。

いずれにしろ神岡鉱山同盟坑夫の規約は、明治三十一年に作成された可能性が強いが、その直接の原型は、大富坑あるいは栃洞坑の山中友子の規約であろう。両坑の箱元は統合されたにかかわらず、両鉱の友子組織そのものは、山中規約を持っていた。水瀬が『坑夫』で紹介している「栃洞山中規約」がそれである。この規約は、「大正八年二月改正」とあり、大正期にも運用されていたものようであるが、内容的には、すでに指摘したように、さきの「契約書」より簡略化されているが、それと基本的に同旨である。「栃洞山中規則」は、条文の内容には、大富坑、前平坑にも共通のものとなっているが、形式としては、明治三十一年に大富坑の箱元と統合される以前の栃洞坑の山中友子の規約であったのではないと思われる。

明治三〇年に磐城炭鉱で成文規約をもっていたことを念頭におけば、友子制度の著しい発達が確認される神岡鉱山において、明治三十一年に一つの箱元に統合される前に大富坑と栃洞坑の二つの箱元がそれぞれ独自に成文規約を保持していたとしても、少しも不思議ではない。「栃洞山中規則」は、神岡鉱山同盟坑夫の規約より簡略である故に、三〇年代の規約の原型であったと同時に、明治二〇年代の栃洞坑の友子の規約そのものであったのではないかとも思われる。

以上のように、明治四四年改正の神岡鉱山の友子規約の分析から、神岡鉱山においては、少なくとも明治三〇年代初めに、友子成文規約は成立していたことはほぼ確実であり、更に二〇年後半期にさえさかのほって成文規約が存在していた可能性が強いと考えられるのである。

同じような傾向は、尾去沢鉱山にもみられる。尾去沢鉱山においても、明治四五年の自友子の「赤沢飯場規則」

と尾去沢鉦山内四沢（四坑）合同の「山中交際規則」、「山中救済規則」が残⁹っている。尾去沢鉦山では、田郡、石切沢、赤沢、下沢の四沢（四坑）の友子組織が明治四四年に統合して四沢同盟友子を組織した。

「赤沢飯場規則」は、四沢統合に際して記録類の整備と交際分担について述べたごく簡単なもので、友子規約の類ではない。「山中救助規則」は、全二二条からなる共済活動に関する詳細な規則であり、赤沢坑の友子組織のものである。この規則は、明治四五年九月（大正元年九月）に、赤沢区の自友子組織によって記録されたにすぎず、すでに以前から赤沢山中友子の「山中救助規則」として成文化されていたものと思われる。成文化されていた時期を何時頃の時期までさかのぼらせることが出来るか、その手掛りはない。磐城炭鉱の友子規約を考慮すると、明治三〇年頃までに成文化されていたとも考えられる。

「山中交際規則」は、四沢の統合に際して作成されたものであることは、第一条に「当山中トハ田郡、石切沢、赤沢、下沢ノ各四飯（場が欠落）合併シテ山中箱元ト名称ス」との規定から明らかである。しかし全一九条からなる規定の内容は、友子の諸機能、諸活動の内容を規定したものであり、統合以前の各沢の友子の山中交際規約が原型になっていることは想像に難くない。統合以前に各沢の山中友子は、友子の共済規定以外の諸活動の規定を行なった成文規約をもっていたことは疑いない。しかし、これも何時頃までさかのぼれるかは不明である。

しかしいずれにしても徳川期以来友子組織の存在が確認される尾去沢鉦山で、明治三〇年代中頃までに成文規約が成立していたとみることは、あまり的はずれではないであろう。

友子の成文規約が明治三〇年代前半に成立していたと思われるもう一つの根拠に、明治三〇年代中頃の夕張炭鉱の友子規約の存在がある。明治四一年刊行になる『鉦夫待遇事例』は、北炭夕張第一鉱の「渡鉦夫組合規約ノ摘要」¹⁰を紹介している。この調査報告書は、明治三九年六月現在の内容を含んでおり、夕張第一鉱の友子規約は、少

なくとも明治三七、八年現在のものと思われる。内容は、規約全文ではなく編者によって要約されたものであり、全貌は明らかではないが、後にみるように凡その内容は明らかである。全二〇項からなり、かなり詳しい規約があったことが窺える。

夕張炭砦における明治三七、八年におけるかなり詳細な友子規約の存在は、常磐地方に明治三〇年の成文友子規約が存在したことに同じような事が云える。北海道では、明治二〇年代初めから友子制度の存在が確認されるが、これも東北地方の金属鉱山から移入されたものである。夕張第一砦の友子規約の骨子も恐らく東北地方の金属鉱山のものを手本として作成されたとみることが出来る。東北地方で、明治三〇年代前半あるいは二〇年代末に成文規約が成立していたとすれば、北海道の諸炭砦へも、それが持込まれたと考えられる。従って、夕張第一砦の友子規約も、明治三七、八年に成文化されたというのではなく、少なくとも明治三〇年代前半に成文化されていたのではないかと考えられる。

以上のように極めて限られた資料によってであるが、友子の成文規約は、すでに明治三〇年頃までにかかなりの程度成立していたのではないかと推察できる。この点もまた明治三〇年までにまた少なくとも明治三〇年代前半期までに友子制度が確立したとみる指標の一つの根拠であると指摘しておきたい。

(4)の(b)の注

- (1) 松島『友子の社会学的考察』、一九八頁。
- (2) 山口弥一郎『炭砦聚落』(昭和一七年刊)、二六七―九頁。
- (3) 同上、二六七頁。
- (4) 拙著『日本炭鉱賃労働史論』(時潮社)で、常磐地方の炭砦等の発展を概括しているので参照されたい。
- (5) 『明治文化全集』第一五巻、二四一頁。

- (6) 松島『友子の社会学的考察』、一〇二頁。
- (7) 友子規約類は、水瀬清二郎『坑夫』の第四編を参照。なおこれは、葛谷利春編『長棟鉱山史の研究』にも収録されている。
- (8) 神岡鉱山の漆山坑、茂住坑、蛇腹坑の友子は、後にみるようにそれぞれの名称を名乗って独自の組織をもっていたようである。
- (9) これらは、鉱山史研究家の松井勝明氏の所蔵する赤沢坑自友子の箱元資料中にみられるものである。資料の概要については、『金属鉱山研究会会報』第四十五号、松井勝明「尾去沢鉱山『赤沢自坑夫友子資料』をめぐって」に示されている。なお、この資料は大正期の友子資料として注目すべき内容を多く含んでおり、目下秋田市の書店から秋田産業史の資料集の一つとして出版を計画中である。
- (10) 農商務省『鉱夫待遇事例』、二四〇頁以下。

(c) 明治三〇年代の友子規約にみる友子制度の構造

① 明治三〇年磐城炭砒の友子制度の場合

次にこれまでに残されている友子規約を具体的に分析することによって、明治三〇年代の友子制度の構造を明らかにしよう。まず明治三〇年の磐城炭砒の友子規約をみてみよう。全文は次の通りである。但し、第四条、九条を欠落させているだけでなく、第六条、七条の一部を欠落させていることに注意を要する。

明治三〇年の磐城炭砒の内郷町田坑の友子規約

第一条 当交際所へ他山より登飯せる友子へは附合料として金拾銭を贈与するものとす、奉願帳又は寄附帳を携帯するものは附合料とも左の区別により贈与するものとす

奉願帳一等 金一円 同二等 金七拾銭 寄附帳 金五十銭

奉願帳、寄附帳共式度目廻山者は金参拾銭

第二条 当山に使用せるものは交際金として一会計(一五日間)金式拾銭を山中箱元へ納付し交際費に充つるものとす

第三条 当山使役せる坑夫は直ちに交際所へ出願其の旨届出べきは勿論たるべき事箱元に於て名札を掲示すべきに依り万一掲示なき場合は之は又直ちに其旨申出で名簿の登録を受くべきものとす

第五条 前条交際金は会計の当日必ず納付すべきものとす、万一納付し難き時は其の事情に依り参日間猶予する場合もあるべし、右猶予期間を経過するも納付せざる時は其の金額に充る物件を徴収せらるゝも決して異議なきものとす、但猶予期間を経過するも徴収物件の引渡しをなさず又納付を怠り逃走せるものは其の行先を探索し相当の手續をなすべし

第六条 交際者にして都合上当山を退去する場合は餞別金として使役当日より参ヶ月以上交際せる者に対し金式拾銭を贈与するものとす(下略)

第七条 病氣又は負傷の場合は直ちに医師の診断書を添へ箱元へ届出づべし(下略)

第八条 病氣又は負傷の場合は左の區別により見舞金を贈与すべきものとす

三週間以上四週間以内の者 金五十銭 四週間以上一日に付 金五銭

第十条 前条の負傷及病氣に対し見舞金を贈与する期間は満拾ヶ月は山中に於て贈与するものとす、右期間後は医師の診断書又は山中の協議により願人の出頭に基き奉願帳を附与するものとす

第十一条 第十条の奉願帳寄附帳附与に対しては山中より奉願帳に対しては金拾円、寄附帳に対しては金七円を贈与するものとす

第十二条 当山交際者又は家族の死亡せる場合は山中より人夫及び大当番出張埋葬の手續を了し且つ左の区別により悔金を贈与す

本人死亡の場合 金拾円 家族死亡に対して 金五円 子女にして満一歳以上七歳まで 金弐円 満七歳以上金五円

まず組織に関する規定をみると、特別に組織運営に対する規定はみられない。しかし、友子の組織の基本的枠組の存在が確認される。すなわち第一条では「交際所」が設置されていることを示し、第二条では友子の会計や活動を含括する「箱元」の設置が確認される。また第二二条では友子の主要な役員である「大当番」が置かれていることが確認され、また第一〇条においては見舞金の確定や奉願帳の発行を協議する「山中の協議」機関、いわゆる山中集会の存在も確認される。これらの事実は、磐城炭砒の友子が、確乎とした組織をもっていたことを示すものである。交際所、箱元、大当番、山中協議などの組織機関については、管見する限り、この明治三〇年の磐城炭砒の友子規約においてはじめて全体として確認されるものである。とはいえ、このような友子の組織機関は、すでに明治初年代から存在していたものと推察することができる。

因に「交際所」は、第一条に規定されているように、「他山より登飯せる友子」が、浪客制度に則って山中友子より、「附合料」の交付を受けたり、奉願帳制度に基づく「附合料」を受けたりするために必ず立寄るべき友子事務所であり、周知のように、登山鉦夫が友子であることを証明する秘儀的行為や挨拶（いわゆる仁儀）を行なう場所である。また「箱元」は、第二条に示されているように、「当山に使用せる」坑夫の友子費用を徴収し保管する友子会計箱を意味したり、会計担当の友子の最高責任者の役職であったりする場合もあり、かつ友子の交際所のおかれる場をも意味し、友子組織そのものを意味することさえある。「大当番」は、友子組織内の主要役員であり、

通常その下に平の当番が置かれているが、第一二条に示されているように友子メンバーの死亡に際して「埋葬の手続」をしたり「悔金を贈与」したり、友子の諸活動を指導したり、執行したりする友子の幹部である。また「山中の協議」は、ここでは役員の協議か山中全員の集会か明らかではないが、第一〇条に示されているように、病傷者に対する見舞金額の確定や奉願帳の発行を協議決定する機関である。

次に機能に関する規定をみてみると、規約全体は、主に友子の機能についての規定となつてゐることがわかる。それは磐城炭鉱の友子規約が素朴なものであり、組織に関する規定を全くもっていなかったということである。

まず友子の会計についてみると、第二条に示されているように、友子の費用徴達はメンバーの会費制をとつており、「一會計（一五日間）金貳拾錢」、月四〇錢の負担である。これは、明治一〇年頃の神岡鉱山の友子会計のように必要に応じて交際費を徴収するのと異つてより近代的になつてゐる。会費制の方が収入は安定するが、運用に弾力性を欠く面もあったであろう。因に、明治三〇年頃の常磐地方の賃金は、不明であるが、四〇年頃についてみると一般賃金の五割増で採炭夫は六〇錢位ともいわれており、仮に一般の賃金が一日三〇錢前後だつたと思われるから、常磐地方の採炭夫の日賃金は四五錢位であつたらうか。とすると月四〇錢の会費は、一日分の賃金を若干超える額であり、月二〇日の稼動日として、月賃金の四・四％に相当し、相当の額となる。これは友子が、熟練鉱夫を中心とした組織であることを示していると同時に、明治三〇年代末の一般鉱夫共済会の月会費一〇錢程度と較べて著しく高額であることを示している。

なお、会費未納についても厳しい規定があり、第五条は、会費の納入について、事情により三日間の猶予を認め、それでも未納の場合に相当額の物件の横取と、その拒否又は未納のままの逃亡に対しては「相当の手続」(恐らく除名処分であろう)を講ずると規定している。明治三〇年代の日本の労働組合の会費徴収のルーズさ(3)と比

較する時、友子の組織性、規律の厳しさが浮びあがってくる。

磐城炭砒の友子規約は、取立についての規定を全く含んでおらず、残念ながら取立制度の実態は不明である。その代り共済活動についての規定は詳しい。まず病傷についての規定として、第七条は、扶助の前提として病傷者が、医師の診断書を箱元に提出することを義務づけている。これは明治初期の旧神岡鉱山における友子のように、医者のない時期の場合と異なつて、明治後期の近代的鉱山における友子の機能の近代性を示す一指標である。第八条は、見舞金のグレードを示したもので、三週間～四週間の病傷の者金五〇銭、四週間以上一日に付金五銭と定められている。この規定は、後にみる神岡鉱山の規定と較べると大分簡略であり、常磐地方の友子制度の発達度を象徴していると思われる。

なおここでも注意を要するのは、二週間以内の病傷は、友子組織として扶助がなされない規定になっているが、その分は、親分子分あるいは兄弟分といった友子の中軸的結合の周辺で扶助されたとみておく必要がある⁽⁴⁾。また二〇日から三〇日近くの傷病に対して五〇銭の見舞金は、一日当り一銭六厘～二銭五厘で額からみれば多くはないが、これは、磐城炭砒内郷町田坑の友子組織が弱小であつたことにも原因があると考えられ、また身近な仲間による扶助も前提され、かつ無過失の負傷などでは公的な救恤規則の扶助がこれを補足していたとも考えられる。

第一〇条は、四週間以上不治の病傷は満一〇ヶ月まで一日五銭の見舞金を支給することとし、満一〇ヶ月以上の場合は、医師の診断書を基に、願人による奉願帳交附の申請をなし、山中協議によつて、奉願帳を発行することもありと規定している。第一一条は、奉願帳発行に対して、山中友子より金一〇円、寄附帳発行に対しては金七円の支給を規定している。因に労働能力喪失者に退職金として支給されるこの一〇円という額は、採炭夫の一ヶ月分の賃金に相当し、友子共済制度の中の焦眉である。一時的な病傷者は、借金して食いつなぐにしても、回復すれば借

金の返済も可能である。しかし労働する能力を失った鉱夫は、稼ぐすべを持たない。

奉願帳の制度は、これまでのところ磐城炭鉱の友子規約においてはじめてその存在が資料的に確認されるものである。もちろん奉願帳制度は、一鉱山に個別的に成立するものではなく、全国的な制度であり、常磐地方において明治三〇年にこの制度が確認されたということは、この制度が、少なくとも、北陸中部、東北地方で普及していたことを物語っている。明治前期にはその存在が確認されていないとはいえ、奉願帳制度は、すでに明治二〇年代には成立していたとみなすことができる。明治三〇年頃までに友子制度が確立したとする一つの有力な根拠が、この奉願帳制度の普及である。

第一二条は、友子メンバーの鉱夫本人及び家族の死亡に対する見舞金を規定したものであり、本人死亡に対しては金一〇円、七歳以上の家族死亡に対しては金五円、一歳〜七歳までは金二円と定めている。以上のように、明治三〇年頃には友子の共済制度は、制度的には確乎として確立していることがわかる。

次にいわゆる箱元交際と呼ばれる浪客制度についての規定をみることにしたい。第一条は、第一に、浪人として当鉱山に登飯した者に「附合料」として金一〇銭を支給すると規定している。これは草鞋銭とも見受けられ、一飯の費用については、特に規定はない。夕張第一鉱の友子規約に徴するに、一宿一飯の費用は、この交際費の外山中友子の負担となっていたように思われる。そして登飯浪人が、もし当山で働くようになれば、第三条にあるように、交際所にその旨出願し、箱元に名札を掲示し、当山中友子に加入しなければならぬ規定になっている。

第一条はまた奉願帳・寄附帳持浪人について規定している。すなわち奉願帳持を二段階に分け、一等のものには金一円、二等のものには金七〇銭を支給し、寄附帳持に対しては金五〇銭が支給されると規定している。これら奉願帳持浪人は、鉱山から鉱山を渡り歩いて、附合料を給附され、余生を生きていく。当時、奉願帳が一鉱山でどの

程度の頻度で発行されたか明らかではないが、大正期の友子箱元資料は、毎月数人から拾数人の奉願帳持浪人が交際所を訪れていることを示しており、この制度が決して名目的なものではなく、実態的であったことを示している。この点は後に詳しくふれたい。

奉願帳制度の規定は、二度目の廻山者に対しては、金三〇銭と規定し、初回より支給額が半減している。これは、奉願帳持浪人の登山が一鉱山の山中友子に集中することを避けようとする措置で、きわめて合理的な規定となっている。

以上のように明治三〇年の磐城炭砵の友子規約は、取立制度に関する規定を欠くとはいえず、明治末年と大正初期にみられる友子制度の基本的枠組をおよそ整備しており、友子制度としてもすっかりとした制度であることを示している。尚最後に一言付け加えておけば、磐城炭砵の友子組織は、自友子とも渡友子とも規定されていないが、実態的にみれば自友子系であり、当時、常磐地方の労働力の給源が、足尾銅山や北陸の諸鉱山にあり、自友子系の友子組織が移入されたためと思われる。

(4)の(c)の①の注

(1) 拙稿『日本炭鉱賃労働史論』、二二八頁を参照。

(2) 『鉱夫待遇事例』、一六九頁。

(3) 明治三〇年代前半の鉄工組合などが組合費の未納に悩んでいたことは周知のことである。詳しくは兵藤剣『日本における労資関係の展開』を参照されたい。

(4) 他の山中友子の規約でも、二週間以内の病傷に対する組織としての扶助規定はないが、それは、松島静雄氏も指摘(『友子の社会学的考察』六二頁)されているように、病傷者の周辺の友子関係者による身辺的な扶助が行なわれていたことを示す。組織として問題なるのは、それらの身辺的扶助を超えるような病傷の場合であった。

② 明治三〇年代中頃夕張第一砵の友子制度の場合

次に明治三〇年代中頃の夕張第一砵の友子規約をみてみよう。その概要は次の通りである。冒頭のナンバーは筆者が付したものである。

夕張第一砵の渡鉦夫組合規約の摘要

- 1一、組合員ハ古来ヨリノ規約ニ依リ五十三ヶ条ノ山例、山法ヲ確守スヘキモノトス
- 2一、当山ヲ五区ニ区分シ各区毎ニ区长ヲ置ク
- 3一、組合ノ規約ヲ破リ其他不都合ノ所為ニ依リ除名シタルトキハ其理由ヲ認め各鉦山ニ通知シ再ヒ組合ニ入会ヲ許サス
- 4一、不都合ノ所為ニ依リ除名シタルモノニ対シ隣山又ハ相当人物ヲ以テ詫入り爾後改心ノ見込アルモノニ限り再ヒ入会ヲ許スコトアルヘシ此ノ場合ニハ各鉦山ニ対シ道明ケノ通知ヲナスモノトス
- 5一、組合員死亡シタルトキハ区内ヨリ金参円ツ、ヲ出金シ香奠ヲ贈与ス
- 6一、組合員ノ家族ニシテ死亡者アリタルトキハ区内ヨリ金五十銭ツ、出金シテ香奠ヲ贈与ス
- 7一、組合員タル死亡者ニ遺族アリト雖トモ位牌ハ必ス兄子分ニ於テ之ヲ捧持スヘキコト兄子分不在ナルトキハ弟子分、弟子分不在ノトキハ近縁ノモノ之ヲ捧持ス
- 8一、組合員又ハ其家族ニシテ死亡者アルトキハ左ノ方法ニヨリ救助ス
 - 一、組合員死亡ノトキハ一人ニ付白米一升宛
 - 二、組合員ノ家族ニシテ五歳以上ノモノ死亡ノトキハ白米五合宛
 - 三、組合員ノ家族ニシテ二歳以上五歳以下ノモノ死亡ノトキハ白米二合五勺

9一、職親死亡シタルトキハ一週年内ニ兄子分タルモノ必ス石牌ヲ建立スルコト、若子分ナキトキハ取立兄弟ニ於テ之ヲ建立スヘキモノトス

10一、前項ノ規約ニ違反シタルトキハ組合ヨリ之ヲ除名ス

11一、組合員及家族ニシテ負傷又ハ疾病等ニ罹リタルトキハ役員一同協議ノ上相当ノ見舞ヲナスモノトス

12一、浪人トシテ登山シタルモノアルトキハ本人ノ生国職親職兄及登山ノ用務、出生ノ年月日等ヲ精査シテ正当ナル友子ト認メタルトキハ各区長ニ通知シ区内一統ヘ通知シ一同挨拶ニ出ツルモノトス

13一、浪人トシテ登山シタルモノハ三日間ヲ限り無料ニテ宿泊ヲ許ス

14一、他山ニ於テ除名セラレタルモノ浪人トシテ登山シタルトキハ之ニ下山ヲ命ス

15一、浪人登山者ニシテ三日間滯山ノ後下山スルトキハ附合金トシテ金二十錢錢別トシテ金三十拾錢ヲ贈与ス

16一、他諸鉱山ノ組合員ニシテ天災地変ノ為メ多数ノ死傷者ヲ生シタルトキハ山中一同協議ノ上相当ノ見舞金ヲ

贈呈ス

17一、組合員ヘ交際金トシテ毎月一人ニ付二拾錢宛組合ヘ納付スヘキモノトス

18一、出生山ハ親山トシテ三年三月十日間ハ他行ヲ許サ、ルモノトス

19一、組合員ニシテ負傷ノ為メ癱疾トナリ又ハ長病ノ為メ生計困難ニ陥リタルモノニ対シテハ山中一同協議ノ上

奉願帳ヲ附与ス

20一、他諸山組合員ニシテ前条ノ奉願帳ヲ持参シタルトキハ山中一同協議ノ上相当ノ金ヲ恵与スルモノトス

みられる通り、夕張第一鉱の友子規約は、二〇項目からなりやゝ詳細ではあるが、内容的にはあまり整然とはしていない。規約としては、粗雑な部類に属し、その古さが示唆される。尚規約の分析に先立って指摘しておけば、

夕張第一砒は明治三〇年代中頃には、すでに砒夫三〇〇人以上を擁する大炭砒であり、友子組織も大規模だったと思われることである。

まず組織面の規定からみていこう。第一項は、友子が「五十三ヶ条ノ山例、山法ヲ確守スベキモノ」と規定し、山例、山法の類が似然として友子の職業倫理として維持されていることを示して興味深い。夕張第一砒の規約も、磐城炭砒の規約と同様に、友子組織についての規定を欠き、交際所、箱元、大当番についての言及さえみられない。しかしそれらが存在していたことは疑いない。ただ夕張第一砒の友子規約の組織についての言及で注目されるのは第一に、友子を「組合」として扱っているとである。友子を組合として扱っているのは管見する限り、この規約が初めてであろう。第二の点は、第二項にある如く、夕張第一砒の友子組織を「五区」に区分し、各区に「区長」を置き、区部制をとっていることである。山中友子を区部制をもって編成している例は、後にみるように阿仁鉱山の友子組織にもみられるが、大鉱山においては、名称はともかく、事実上支部制をとっている例は他にも多くみられる。第三に、第一項にみられるように、病傷に対する見舞金の給付決定には「役員一同協議」とあり、役員会が設置されていることもわかる。友子の組合員が多数になっている場合は、全員集会の山中集会の開催は技術的に難しくなり、いきおい友子の組織運営の中心は役員会になるのは避けられない。しかしそれは、友子の直接民主主義的性格を失なわせ、有力幹部のボス支配を生む危険性もまた強まるとみられる。第一六項、一九項、二〇項にあるように、問題の「山中一統協議」の上決定するとあるが、全員山中集会であるのかどうか定ではない。

第三に、第三項、第四項、第一〇項、第一四項の規律上の規定も注目される。第三項は、「組合ノ規約ヲ破リ其他不都合ノ所為ニ依リ除名シタルトニハ其理由ヲ認ノ各鉱山ニ通知シ再ヒ組合ニ入会ヲ許サス」とあり、友子の厳しい内部規律を規定している。このような厳しい内部規律(除名処分)なしに、組織の存続、発展は不可能であり、

現実の明治期における友子の発展は、このような規律規定の存在に基礎を置いてると云つても過言ではない。他方第四項の「不都合ノ所為ニ依リ除名シタルモノニ対シ隣山又ハ相当人物ヲ以テ詫入り爾後改心ノ見込アルモノニ限り再ヒ入会ヲ許スコトアルベシ」との規定は、厳しい規律を主張する反面、違反者を救済する「道明」^(ト)と呼ばれるフィード・バック装置がすでに存在していたこともまた注目される。友子は、組織運営の弾力性を保持していたと云いうる。なお除名処分及びその解除に際しては、その旨他鉱山に回状をもつて通知する慣行があるが、この廻状制度は、足尾銅山の老鉱夫によつて、すでに明治二〇年代前半頃に存在したとの証言がある。

第一〇項の「前項ノ規約ニ違反シタルトキハ組合ヨリ之ヲ除名ス」との規定は、第三項の繰り返しにすぎない。第一四項の「他山ニ於テ除名セラレタルモノ浪人トシテ登山シタルトキハ之ニ下山ヲ命ス」との規定は、除名処分が単に一山のなものでなく、全国的な制度として機能していることを意味している。こうした点にこそ、友子制度は、組織としては一山のなものでありながら、機能の面では全国的な性格を保持している所以があると云えよう。

以上のように、夕張第一鉱の友子規約は、組織の面では、除名処分のほか注目すべき規定がないが、新しい炭鉱における友子だけあって組合と称していることが注目される。

友子の機能の面については、若干注目される規定も含まれている。第一に取立制度については、特に詳しい規定はみられないが、第一八項は、「出生山ハ親山トシテ三年三月十日ハ他行ヲ許サ、ルモノトス」と規定し、取立山における三年三ヶ月の修業義務の存在を確認している。この制度は、一方では取立てられた鉱夫が一つの友子組織内で、友子の組織教育を受けることを義務づけ更に技能修熟をも義務づけることを意味すると同時に、他方では、熟練労働力不足傾向の明治期にあって、一鉱山による熟練労働力の確保を幾分とも保障する意味合いをもつていた。この制度は、一次資料の上では、明治三六年に刊行された『足尾銅山』において初めて確認されるが、少なく

ともすでに明治三〇年代前半期には定着していたとみることはできるであろう。

なお、取立制度について規約上の規定ではないが、『鉱夫待遇事例』は、夕張第一砵の規約と併せて、「友子入会方式」を紹介している。参考までに引用しておこう。

友子入会ノ方式

- 一 入会ノ手續 組合ニ入会スルヲ取立ト称ス入会者ノ履歴性情等ヲ調査シ組合員ノ同意ヲ經テ入会ヲ許ス
 - 一 入会シタル者ノ分限 取立ヲ為シタルト同時ニ親分、子分、以母親、以母舎弟ノ二關係ヲ生ス即チ入会者ハ親分及以母親ノ二人ヲ戴キ以母親タルモノヨリスレハ以母舎弟ノ名儀ヲ保ツモノトス
 - 一 友子名簿ノ記帳 親分、子分ノ關係ハ大工取立面附ニ記帳シ又以母親、以母舎弟ノ關係ハ之ヲ掘子取立面附ニ記帳ス
 - 一 記帳ノ方法 記帳ノ方法ハ親分又ハ以母親ノ生国及姓名ノ直下ニ子分又ハ以母親舎弟ノ生国及姓名ヲ記シ以下同期ニ入会シタモノヲ列記ス
- 右二種ノ面附ノ外友子総員ニ付親分及子分ノ關係ヲ記帳シタル山中立会面附ハ附近鉱山ニ於ケル友子二人ヲ立会面附及鉱山所在地ニ於ケル自鉱夫組合ニ属スル二人ノ立会面附ヲ認メ以テ入会ノ儀式ヲ執行スルモノトス
- 一 組合ニ入会シタルモノハ入会後三年三月十日間ハ他出スルコトヲ得サルモノトス之レ三ヶ年ハ鉱山ノ為メ三ヶ月ハ親分ノ為メ又十日間ハ以母親ノ為メ奉公スルモノト定メラレタル習慣アルカ故ナリ而シテ友子ニシテ親分トナリ子分ヲ有スルコトヲ得ルハ入会後五ヶ年以上経過シタルモノニ限ルモノトス
- ここで注目されるのは、第一に、渡友子の場合、取立に際して親分子分の關係の他に「以母親、以母舎弟」の關係を取り結ぶということである。もっとも自友子系でも、後にみるように、兄弟分關係は結んでおり、ここで以

母親とか以母舎弟とかという表現が使用されていることが注目される。また渡友子の場合には、兄弟分關係を「掘子取立面附」に記すとある。この二点は、自渡両友子を区別する指標になるので今後念頭に置いておくべきことである。また親分となるためには「入会後五ヶ年以上経過シタルモノニ限ル」との慣行は、果してどの程度一般性をもつか明らかではない。神岡鉱山では、水瀬清二郎によれば、親分となるためには取立後「三年以上経過してゐる事」と指摘されており、制度的には、親分となる時期は地域や鉱山の事情によつてやゝ可変的であつたのではないかと思われる。しかし三年位は要したであろうことは後に確認されることである。

次に友子の財政についてみると、第一七項は「組合員ハ交際金トシテ毎月一人ニ付二拾銭宛組合ヘ納付スヘキモノトス」と規定しており、一応月会費制をとつていたことがわかる。この額は、磐城炭砒の二分の一であり、賃金上昇を考慮すると実質的には二分の一より下廻るであろう。夕張第一砒の会費が安いのは、すぐ後にみるように、組合員及び家族の死亡に際して白米を各組合員が現物供出する制度があり、傷病の場合も米の現物供出であつた可能性があり現物的な負担を持つていたためと考えられる。あるいは組合員数が多くて、財政が豊であつたからとも考えられる。米による現物扶助は、いかにも東北型の友子の慣行に似つかわしく、前近代性を示すと同時に、土着的な合理性をも示しているように思われる。これは、中部、畿近地方の友子にはみられない慣行である。

次に山中共済規定であるが、第五項、第六項にみられるように、組合員死亡に際しては、区内より三円、五区あるので一五円が箱元から香典として支給される。因に磐城炭砒の場合は一〇円であつた。家族の場合は、二円五〇銭の香典であつた。しかし第八項では、各組合員は、組合員の死亡に際しては、白米一升、五歳以上の家族の死亡に際しては、白米五合、二歳〜五歳の家族の死亡には白米二合五勺宛供出すべきものと規定されている。いわゆる「不幸米」のことである。

組合員及び家族の傷病に対する扶助については、第一一項は、「役員一同協議ノ上相当ノ見舞ヲナスモノトス」とあるのみで詳しいことは明らかではない。死亡者に対する香典規定などからみて、友子規約には、傷病に対するむしろ詳しい規定があったと思われるが、恐らく編者が煩雑さを避けるために省略してしまったのであろう。

箱元交際については、第一九項において「癩疾」者及び「長病」者には「山中一統協議ノ上奉願帳ヲ附与ス」と規定され、第二〇項では、他山からの奉願帳持の浪人に対しては「山中一統協議ノ上相当ノ金ヲ恵与スルモノトス」と規定されており、奉願帳制度の存在が確認されている。更に注目されるのは、第一六項に、他山の組合員に「天災地変」による「多数ノ死傷者」が出た時は「山中一同協議ノ上相当ノ見舞金」を贈呈するという規定である。こうした規定は、磐城炭砒、神岡鉱山の規約にはないが、尾去沢鉱山の「山中救助規則」（明治末年）の第八ヶ条に類似した規定がみられる。

通常の浪客制度についての規定は、第一二項に「浪人トシテ登山シタルモノアルトニハ本人の生国職親職兄及登山の用務出生ノ年月日等ヲ精査シテ正当ナル友子ト認メタルトニハ各区長ニ通知シ区内一統へ通知シ一同挨拶ニ出ツルモノトス」と規定され、登山による一宿一飯の厳しい手続が示されている。尚、箱元は通常「浪客人名簿」を作成し、登飯者の略歴を記入しておくが、この規定は、その慣行の存在を示唆している。もっとも明治期の「浪客人名簿」類は残されておらず、わずかに尾去沢鉱山の赤沢坑自友子の大正二年七月以降のもの、阿仁鉱山の真木坑渡友子の大正二年二月以降のもの、細倉鉱山の大正一二年以降の三種くらいである。もし明治期の「浪客人名簿」があり、そこに登山者の出生山、取立年月日が記入されていると、明治期の前期中期の友子の実態が一層明確になるであろう。

規約の第一三項は、浪人に「三日間」の「無料」「宿泊」を認め、第一五項は、登山浪人が下山する時は「附合

料トシテ金二十錢、餞別トシテ金三拾錢」計五〇錢を支給すると規定している。この額は、磐城炭砒の一〇錢と尾去沢鉱山の一〇錢（明治末年）と較べるとかなり高いが、それは、労働力確保が著しく困難であった北海道の労働市場の特質を反映し、労働移動を保障する浪人への交際費を高めたことに原因があるように思われる。

最後に第九項は、「職親死亡シタルトキハ一週年以内ニ兄子分タルモノ必ス石牌ヲ建立スルコト、若子分ナキトキハ取立兄弟ニ於テ之ヲ建立スヘキモノトス」と、仏参制度を明確に規定している。これは、一般に云われているように渡友子の場合に特にみられる規定であつて、自友子系の規約にはみられない。

以上夕張第一砒の友子規約をみてきたが、そこに示されている友子制度の基本構造は、北海道の炭砒の特質もみられるが、ほど明治末年、大正初期にみられる友子制度と同じであることがわかる。

更に、磐城炭砒の友子規約と、この夕張第一砒の友子規約を併せてみると、そこにほど明治三〇年代前半頃のトータルな友子制度の基本構造が浮び上る。それは、明治末年から大正初期の友子制度と較べてそれほど未発達でも未成熟のものでもなく、むしろ殆んど遜色ないものであることがわかる。

(4)の(c)②の注

(1) 松島『友子の社会学的考察』、一〇五頁。

(2) 塩野良作『名山足尾』、一六八頁。

(3) 水瀬清二郎『坑夫』、一〇五頁。

③ 明治三〇年代神岡鉱山の友子制度の場合

次に三井神岡鉱山の友子規約を検討してみよう。まずはじめにすでに指摘したように、大正期にも実際に運用されていた「栃洞山中規則」をとりあげてみたい。この規則は、大正八年二月一日改正とあるが、実際は、他に存在

する神岡鉱山同盟夫規約の原型をなすものであり、明治三〇年代、あるいは明治二〇年代の友子規約の骨格を保持しているものと思われる。

「栃洞山中規則」(明治三〇年代前半期)

第壹条 本規は坑夫交際上及山中一同安穩ならしめんことを目的とす

第貳条 交際金

一、山中交際金は長屋一棟毎に世話役一名とし毎月交代にて徴集すること

但し勘定後五日以内に受持人に差出すべし

二、交際者にて二ヶ月に至りて納めざる者はその納入を完了する迄当山中丈交際を拒絶す

三、交際人不在中と雖も箱元へ届けずして退山したるものは交際金を徴集すること

四、坑夫交際者にして勘定前に於て当山使役したるときは交際金を徴集し勘定後に於ては徴集せず退山したる時も之に準ず

五、取立なしたる新坑夫は取立せし月より六ヶ月間交際金半額とす

六、交際者にして傷病の爲め四十五日以上休業したるものは交際金を徴集せず

第參条 病氣及負傷

一、病氣及負傷にて休業したるものは左の通り見舞を下附す

十五日以上 金 壹 円

三十日以上 金 壹 円 五 拾 銭

四十五日以上 金 貳 円

七十一日以上 金 参 円

二、見舞金は凡て医師の証明に依る而して一回毎に証明書を差出す可し

三、見舞は一時に数度請求すべからず一時に数度請求する時は前の分は無効とす

四、交際者にして自己都合上保養等致すものは大当番の証明書を箱元に差出す可し大当番の証明なきものは医師の診断書ありとも見舞下附せず

第四条 死亡

一、交際抗夫死亡の際は香料として左の通り下附す

就業中即死 金 八 円

病 氣 即 死 五日以内に死亡したる時 金 六 円 六日以上十五日迄に死亡初回見舞添へ 金 参 円

其の他の死亡 金 貳 円

外に当番の分毫円を増加す

二、従来の各飯場よりの香料は廃止す

三、坑夫交際者葬式の際は其の区内の大当番に於て野送りすること

但し其の区内の大当番又は其の代理人は全部会葬のこと

四、交際者家族死亡の際

交際者の妻 金 壹 円

同 子供三歳以上十四歳迄 金 五 拾 銭

以上香料給与の上其の区内の大当番一人会葬の事

第五条 浪人及奉願帳、寄附帳

一、交際者にして奉願帳及寄附帳出願の節は医師診断書に基き百日以上経過したる時許可す
事業負傷は百日経過せざるとも許可すること有り

以上は臨時集會に於て決議するものとす

二、他山より奉願帳及寄附帳の山中立會人出願の際は名義のみ即時記載するも金員は再會の時渡すものとす

奉願帳 金八円

寄附帳 金六円

四、浪客人箱元に來りし時自己の都合により滞在を出願せず箱元に於て取調べ滞在の事故ありと認めたる場合は三日以内許可すること有り可し

五、浪客人の宿料は一人に付一宿金參拾錢にして小供にては三歳より十四歳迄半額とす

但し使役したる場合は此の限りにあらず

六、坑夫浪人登山の節は箱元に於て取計ふものなれど特殊の浪人に関する事故は山中大当番の集會を経て協議す可し

第六条 当番

一、交際上且事務取扱に付き左の当番を置く

一、箱元 各飯場順番

二、大当番 任期は六ヶ月とす時宜により再挙するも差支なし

(大富三名 枳洞五名 前平二名)

- 三、現月当番 各月順番とす
- 四、老年役 取立後三十年以上経たるもの
- 五、小使当番 坑夫取立後三年間とす
- 二、山中集会に於て大当番又は代理人出席なき時はその集会に決議したる事項に關して異議唱ふ可からざるは勿論相当の処置なすことあり
- 三、交際所に於て大当番集会をなす時は予め交際所担当者に届け置く可し
- 四、山中に於て会社に出願の事項あるときは大当番附添ひて出願す可し
- 五、大当番の任期終了したる時は慰勞としての酒肴料壹円五拾銭を支給す
- 六、大当番山中事項に於て欠勤する時は
- 七、交際取扱所には大当番及び現月当番の名札を掛け置き要件の時は各区内の大当番に通達し大当番より現月当番へ報告する事

第七条 雑則

一、記録

山中には記録簿を設け特殊の出来事は事実を明細に記入なし置く可し

他山より来る廻状、事故ある書状、当山坑夫の取立面状等は之を保存し置く可し

総て当番の氏名は之を記載し置く事

山中記録に異変ありたる時は記入簿に記入整理なし置く事

二、附合金、餞別

交際浪人使役したる時は原籍調べ附合料として金拾銭を下附す交際坑夫附合料は一ヶ年に一回とす依而一ヶ年内に再度登山するも附合は下附せず

交際者解雇受願退山するものは箱元に出願の上届出可し箱元に於ては餞別として金參拾銭を下給す但し出願せざるものは餞別下附せず

三、其の他

他山より坑夫取立に付き立会人出願の節は立会名義記載と共に祝儀金を送る事

坑内外に依らず交際者にして諸物品紛失したる時は嚴重に取調べ盗人発見の上箱元に申出す可し箱元に於ては山中集会を設け適当に処分するものとす

凡て山中規則に無きと雖も急用のときは箱元及び前後箱にて協議することあり⁽¹⁾

みられる通り、全七条二九項からなり、これまでの二つの友子規約と較べるとやや詳細であるが、神岡鉱山同盟坑夫規約と較べるとやや簡略である。そして内容は、かなり整然としていることが注目される。さて内容についてみると、まず第一条で「本規は坑夫交際上及山中一同安穩ならしめんことを目的とす」と、友子の組織目的を明記しており、注目される。ここでは友子は、自からを共済団体であるなどと規定していないことに注意を要する。つまり「坑夫交際及び山中一同安穩」という教語の中に、これまで私の主張してきた友子の組織原理がこめられているのである。

第二条は、「交際金」と題して友子財政について規定したもので、一項では友子財政が、長屋一棟ごとの世話役一名により毎月交代で徴集されると規定され、額は不明だが毎月会費制となっていることを示している。因に明治初期の旧神岡諸鉱山では、出費費目ごとに徴収されているが、ここでは、後にみるように、扶助給附が箱元から

一括して行なわれていることもあり、月会費制をとっていることが明らかである。二項以降では、二ヶ月未納者の山中交際の拒絶、無届不在者の交際金支払義務、当山で稼働中鉦夫の交際金支払義務、新規鉦夫の取立後半年間の交際金半額化、四五日以上以上の傷病者の交際金免除などを規定している。因に明治一〇年の長棟鉦山の友子日記でも、罹病者が仲間の死亡者への見舞金を免除されている例がみられたが、第六項の規定は、その点を成文化したものである。

次に友子の機能に関する規定をみよう。ここでも、取立についての直接の規定は見当らない。後にみるように取立山における三年三ヶ月の修業義務については、大正元年の大富・栃洞坑の取立面状において明記されているが、本規約第六条は、「小使当番」は、新人鉦夫が取立後三ヶ年間務めると規定し、明治三〇年代の前半期にこの制度の成立していることを示唆している。

第三条から第五条においては、共済活動について規定している。第三条は、病傷見舞の規定で、一五日～二九日 金一円、三〇日～四四日 金一円五〇銭、四五日～七〇日 金二円、七一日以上 金三円である。一四日以内の病傷に対しては、近親仲間による扶助によったことはすでに述べたところである。また額は、磐城炭砒の場合（二日～二八日で五〇銭）と較べて二倍であるが、それは大正期に改正を受けているためであろう。見舞金の支払いは、大当番と医師の診断書を要すると規定されている。

第四条は、死亡見舞の規定であるが、「就業中即死 金八円」、「病氣即死」五日以内の場合「金六円」、六日～一五日の場合「三元」、その他「金二元」とあり、他に「当番の分毫円を増加」とあるのは、当番役にあった鉦夫への追加見舞と思われる。死亡見舞については、磐城炭砒の一〇円、夕張第一砒の一五円と較べてやや低いが、炭砒の方が死亡災害が多かったことを考えると、炭砒の方が死亡見舞を多く出さざるをえなかったのかも知れない。家

族の死亡に対しては、妻金一円、子供五〇銭である。また第三、第四の項の末尾に区内の当番が葬式を組織する旨の規定があり、この点での友子の介入が確認されるが、夕張第一砥渡友子規約のように、墓石の建立義務は規定されていない。ここに神岡鉱山の友子が自友子系である所以が示されている。

第五条は、浪人制度及び奉願帳制度について規定したもので、第一項は、奉願帳、寄附帳の発行は、医師の診断書と山中友子の「臨時集会」の「決議」によって決定されると規定している。第二項の規定を前提にすると、他山の友子の立会人の了解をも必要とすることである。この点は、山中の独断を避ける措置である。「臨時集会」とは全員集会であると思われ、奉願帳の発行は、山中友子全員の了解によって民主的に行なわれており、山中友子は民的大衆的性格をもっていることに留意する必要がある。なお奉願帳発行に際しての見舞金額は、不明であるが、第二項は、他の鉱山の山中友子における奉願帳類の発行の立会人出席に際して、奉願帳金一〇円、寄附帳金六円を事後的に支給するとあり、当山中で発行する場合もこの金額であったと推察される。

浪客人の登山については、第四項以降に規定され、箱元にて取調べ三日以内を許可し、宿料として一人一宿金三〇銭、三歳〜一四歳の子供は半額と定められている。但し当山で稼働する場合は除外するとある。また特殊な浪人登山については別途「大当番の集会」で協議するとあるのは、奉願帳持ちの浪人に対する交際金の支給額などについてであろう。

第六条は「当番」と題し、友子の組織について規定している。第一項は、友子組織の役職として「箱元」、「大当番」、「月当番」、「老年役」、「小使当番」を置くことが明らかにされ、更に後の項にみられるように「交際所」が、箱元所在地に置かれていることも明らかである。箱元は、栃洞山中の「各飯場順番」の持廻りとなっているが、期間が明らかではないが、大当番の任期六ヶ月に順じていたと思われる。大当番は、六ヶ月任期と定められ、再選挙

を認めている。カッコ内は、大当番の地区別選出人員を示しているが、本来栃洞坑のみの規約の時は、栃洞坑の大当番は五名前後であったと思われ、明治三十一年に統合されてから大富三名、栃洞五名、前平二名となったのである。月当番もおかれ、第二条にあるように長屋一棟毎の世話役は、この月当番のことと思われる。老年役は、取立後三〇年以上経たる者と規定され、友子内の重鎮として重きをなしていた。小使当番は、取立後三年間の間、新人の友子メンバーが当ることが規定され、友子の修業をし雑事を担当した。

第二項以降は、友子の組織運営の細部について規定したもので、第二項は、山中集会（これは全員出席の集会をさす）に大当番又はその代理人出席なき時は、異議申し立てを認めない、と規定し、第三項では、大当番集会の事前予告、第四項では、会社への出願事項については大当番の同行などを規定している。

第四項については、労資間の紛争にも友子が介入しようとしていることが窺えて興味深い。これは一般の労資紛争に対して友子が傍観していることができないことを示し、また情況に応じて、友子が一般の鉱夫の利害を代表したり、逆に会社側の利害を代表して紛争する鉱夫を押える側に廻ったりする可能性を示している。この点は、別稿でふれるが大正期の神岡鉱山の争議における友子の動向においてよく示されている。

第七条は「雑則」と題され、第一項は、友子関連記録の整備をうたい、第二項は、附合金、餞別の細則を規定し、第三項はその他の組織上の細目を規定している。なかでも注目されるのは、其の他の項目中の友子メンバーによる諸物品の窃盗に対する山中集会による適当な処分の規定であり、これは友子が、鉱山内の自治的統括機能をもつことを示している点で興味深い。市民社会においては、本来警察に委ねられるべき刑事事件を、友子は内部的に処理しようとしている。徳川期以来の伝統的な自治的機能がここに幾分とも維持されているとみられる。

以上のように、大正期にみられた「栃洞山中規則」も、内容的にみれば、磐城炭鉱、夕張第一鉱の友子規約とそ

れほど変わっていない。むしろ基本的内容はほとんど同じものであることがわかる。これは、明治二〇年代末少なくとも明治三〇年代前半期の神岡鉾山の友子制度の構造を示しているとみて大きな疑いはないと思う。

次に「神岡鉾山同盟坑夫 契約書」についてみることにしよう。この規約は、すでに指摘したように明治四四年二月訂正とあるが、訂正分は、ごくわずかであり、ほぼ全体が明治四四年二月以前の規約である。この規約は、形成史的にみれば、大富坑と栃洞坑の二つの箱元が統合された時に成文化されたものを骨子としてしていると推察されるが、内容的にみると、全二三条五〇項からなるきわめて詳細な規定をもっており、先の「栃洞山中規則」より詳細な規定をもち、それ故より新しいものであることがわかる。この「契約書」の骨子は、「栃洞山中規則」と同一であると思われるが、「栃洞山中規則」より詳細な規定をもっており、明治三〇年代における友子の全国的な発達あるいは神岡鉾山における発達を反映したものとみることができるといえる。ここでは明治三〇年代後半期の友子規約としてみておくことにしよう。

「契約書」は長文のうえ必ずしも問題ごとに整理されていないので、ここでは問題ごとに再編して検討することにする。

「神岡鉾山同盟坑夫 契約書」（明治三〇年代後半期）

緊 要

一、第一喧嘩口論賭博等厳禁す

第壹条

一、本則者坑夫交際上且つ山中一同安穩ならしめることを目的とす

冒頭第一条の規定は、すでに「栃洞山中規則」にもみられたものであり、本規則が、前者を下敷にしていること

を示唆している。緊要として示されている「喧嘩口論賭博等嚴禁」は、山例、山法の規定を象徴的に示したものであり、夕張第一砵の第一項の「山例、山法ヲ確守スヘキ」との規定に類似対応しているが、友子の鉱山秩序維持の精神をも象徴的に示しているものとみられる。また第一条は、友子の組織目的を端的に表現したものであることにはさきに指摘した通りである。

次に組織問題についての規定をみてみよう。

第貳条 役務権限

一、山中取締且つ交際上の代銘者として左の役務を設置す

一、箱 元 各飯場巡番とす

二、大当番 各飯場より任定す

三、老年役 坑夫取立後三十ヶ年経過するもの

四、小使当番 坑夫取立後三ヶ年間とす

一、当山中箱元に於て会計係を二名を置く、会計係は之を選舉し其の任に当らしむる、会計係の報酬は一名に対し一ヶ月金七拾錢を支給す、会計係は毎月交際金徴集するに際して五円、拾円の紙幣を持参する者あるもの凡て該紙幣を取扱はざるものとす

第參条 役務の期限

一、大当番及会計係の役務期限は六ヶ月限とす

但時宜に依り再舉すること有るべし

一、小使当番、坑夫取立後三年三月を経ざる者にして山中大当番の指揮を受け怠慢なく使用せらるゝ者とす

第四条 交際金募集方法

一、交際金募集の法方者当山勘定後五日以内に出金可致者となす、万一出金難成節者其の理由直に箱元へ届出埒明可致者となす

一、交際金必ず壹円以下の金額にて出金可致者となす

但五円、拾円の紙幣持参の者は其の切賃を出さしむるべし

一、交際金不在中と雖、箱元へ届出なく退山したる者は交際金相懸け申すべし、尤も箱元へ届出退山致し不在中一ヶ月及ぼす節者交際金弁償するに及ばず

但暇まを取立の月は前月交際金通り相懸け可申候事

一、当山坑夫にして負傷及病氣にて休業致したる時は二度目の見舞金を下附したる日より全快するまで山中交際金を徴取せず

第二条の「役員権限」の第一項は、「栃洞山中規則」第六条とほぼ全く同じである。月当番の規定が無くなっているだけである。第二条第二項は、箱元に会計係二名の設置、選挙による選出、月七〇銭の報酬支給を規定しており、「栃洞山中規則」にある組織よりより発達した組織の形成を示している。

第三条の「役務の期限」も、「栃洞山中規則」の規定と同じであり、ただ会計係も任期を六ヶ月と定め、小使当番は、大当番の指揮をうけて働くことが明記されているにすぎない。

第四条は、「交際金募集方法」を定めたものであるが、その骨子も「栃洞山中規則」とほぼ同じであり、この契約書では、支払期間が、二ヶ月以内ではなく、「五日以内」と厳しくなっていることが目につくのみである。

第一二条以下の六ヶ条は、組織問題について詳しい規定を与えたものであり、以下の通りである。

第拾貳条

一、箱元譲渡し並に二期の大集会は毎月二十一日と定むる事

一、箱元請渡の際は、大当番及び会計係り出席し山中諸帳簿書類、不残後箱元へ相渡すべし

一、毎月箱渡の消費として金貳円を支払ふべし

一、半期毎に大当番譲渡の列席として会計並に大当番一名に付金五拾銭宛を酒肴に費する事

但経済は此限にあらず

一、箱元に於て臨時集会有節者油炭料として金五拾銭宛支払ふものとす

第拾四条

一、当山中には記録簿なる者設置し山中にて非常の事有之節は其事件詳細に記入し置くべし

一、記録帳には他山より到着したる廻状及び且つ事故ある書状等は不残記入すべし

一、記録帳には毎月の箱元及大当番、会計係の氏名は必ず記入するものとす

第拾五条

一、当山中にて坑夫取立有之たる節者其面状一卷者箱元に秘蔵し置くものとす

一、新坑夫にして交際金の儀者其年取立したる年末限り半額とす

第拾八条

一、各飯場に於て山中大当番に選任に相成る人は臨時集會大集會に不限必ず自身箱元へ出頭の事

一、将来は各大飯場大当番に於て是非共集會に出席致兼候時は其飯場に居合せの坑夫二名を代理者として箱元へ

出頭致させ候事

第貳拾条

一、総て山中規約なきと雖、急要の場合には箱元にて協議する事あるべし

第貳拾壹条

一、此箇条書へは、猥りに書入する事を不許、且つ時宜に依り訂正したる節者、其部内へ添へ紙を以て張置ものとす

第貳拾貳条

一、山中各飯場箱元と相成候節は其箱元大当番に限り月給料金五拾銭を給与す

第一二条は、箱元運営について規定したものであり、主旨は、六ヶ月ごとに箱元を次の飯場に移す「箱元譲渡し」は、「大集会」同様、当「月二十日」と定め、箱元及び会計係、大当番に一定の手当を支給することを定めている。こうした点は、近代友子の一つの合理性を示すものとみられる。第一四条は、箱元における記録関係の整備を規定したものであるが、この点も「栃洞山中規則」第七条雑則の第一項にすでに規定されている。第一五条の第一項は、取立面状の箱元保管を規定し第一四条の補足であり、第一項は、新坑夫の取立年の年末限りの会費半額を規定した第四条の補足である。これらもすでに「栃洞山中規則」にみられたものである。

第一八条は、大当番の集会出席を義務づけ、やむを得ざる欠席に際しては、二名の代理人の出席を義務づけたものである。これも骨子は、「栃洞山中規則」第六条に規定されている。第二〇条は、山中規則にない問題の処理は、箱元にて協議決定すべきを規定したものであり、第二一条は、猥に規約への書き込みを禁じ、訂正のあった事項についてはその旨紙に添附すべきであると規定し、箱元の運営について厳しい注文を付けている。第二三条は、箱元への月五〇銭の手当支給を規定している。以上のように、神岡鉱山同盟坑夫の規約も、ほど「栃洞山中規則」と同

一であり、若干内容が整備され、詳しくなっていることがわかる。ということは、「栃洞山中規則」が、明治四四以前の規約より一層古いものであることを十分に示している。

次に友子の具体的な機能についての規定をみよう。

まず取立制度については、この規約においても明確な規定はみられない。ただし、大正元年の大富・栃洞坑の「坑夫取立大面状」⁽²⁾には、次に掲げる「出世条例」なる規定を併記しており、明治末年に神岡鉱山でも、出生山における三年三ヶ月の修業義務の制度は成立していたことが確認されるし、夕張第一砒の友子規約や『足尾銅山』における明治三〇年代中頃におけるこの制度の確認は、神岡鉱山においても、少なくとも明治三〇年代中頃にこの制度が確立していたことを示している。

出世条例（大正元年）

第一条

一 当山ニ於テ出世ナセシ坑夫タル者徳義ヲ重ジ三年三月十日間ハ如何ナル事情アリト雖モ他ニ行キ義務ヲ背ク可カラサル事

但シ父母自身病氣徴兵召集止ム得サル場合ニハ医師ノ診断召集通知書ヲ以テ請暇致ス事

第二条

一 当山ニ於テ出世ナセシ坑夫タル者ハ平素能ク其職親ヲ父母ノ如ク敬ヒ貴フ可キ者ニシテ毫モ不遜ノ挙動アル可カサル事

第三条

一 職親ヲ軽蔑シ其ノ道ヲ尽サス又ハ懶惰ニシテ職業ヲ怠リ逃走ヲ為シ他人へ迷惑ヲ掛ケ不義ノ所業有之ル時ハ

直ニ免状ヲ取消シ之レカ云々ヲ詳記諸鉱山へ通知シテ其職業ヲ停止スル事

第四条

一 前各条ニ抵触シタル者ハ他人ノ立会ヲ要セスシテ整理人及ビ世話人方ノ協議ヲ以テ免状ヲ取消シ之ヲ処分スル事

右条々堅ク可相守者也

尚、この「出世条例」における第二条以下の規定は、取立において結ばれる職親・親分への尊敬と忠義を強調し、友子の職業倫理の一端を示している。

次に共済活動についての規定は以下の通りである。

第七条 死傷者手当方

一、坑夫にして就業中死傷したる者へは左の区別を以て補助するものとす

一、一金七円也 七十一日以上百日迄とす

二、一金三円也 四十一日以上七十日迄とす

三、一金二円也 二十一日以上四十日迄とす

但七日以内者見舞を給与せず総べて医師の診断を以て証明す

第八条

一、坑夫にして病症に罹りたる者へは左の通り救助するものとす

一、一金 六 円也 七十一日以上百日迄とす

二、一金二円五十銭也 四十一日以上七十日迄とす

三、一金一円五十銭也 二十一日以上四十日迄とす

但二十日以内は見舞を与へず

総べて医師の診断を以て証明す、診断書無之者は無効とす

第九条

一、坑夫たる者死者葬式の際者各飯場より一名宛見送可申ものとす

但葬式の際は届出の時間には必ず会葬する事、指定の時間より三十分間は差支なし、三十分以上は経過料
として金参拾銭徴集する事

一、坑夫の家族者死亡したる節者箱元より一名見送可申ものとす

但各飯場より各自の見送りは勝手たるべし

一、香典者左の如く給与あるべく

一、一金五円也 急病のため即死したるものある時は見舞香料として贈与す

二、一金二円也 坑夫死亡したる際

三、一金一円也 家族者死亡の際

四、一金五拾銭也 子供五歳以上十五歳迄

一、坑夫にして初見舞給与せざる前に死亡したる者は即死と見認め第七、八ヶ条の規定に照合して之を取計ふべし

病傷及び死亡の見舞規定については、「栃洞山中規則」よりは詳細となっており、第七條は「死傷者手当方」が
独立した条文に規定され、就業中の負傷に対して二一日～四〇日のもの金二円、四一日～七〇日のもの三円、七一

日一〇〇日のもの七円と規定されている。「栃洞山中規則」より支給額は、約二倍となっているが、明治末年乃至大正期の水準に改正されているためであろう。第八条は、病症についての規定で、この規定では、就業中の負傷の扶助と区別して、それより若干低く査定されている。第九条は、死亡者に対する手当の規定で、急病、即死者に金五円、病死者に対しては、第七、八条の病傷規定に満たない二日以内の場合は、即死扱いとして金五円、その他は二円と定め、家族は一円、五歳一五歳の子供は五〇銭と定めている。死亡見舞については、磐城炭砒の一〇円、夕張第一砒の一五円と較べ、また「栃洞山中規則」の就業中即死八円、病死六円より、若干低くなっているのが気になる。また、葬式に際しては、各飯場より一名宛手伝ひ人を出すことも定められ、葬式の時間に三〇分遅れた者には、三〇銭の罰金が課せられることが規定されている。

次に浪客人交際についてみると、この規約においては、はじめ奉願帳発行についての規定がみられないが、明治四四年九月の臨時集会で「栃洞山中規則」の第五条の如き規定を追加したようである。しかし、奉願帳発行の制度は、「栃洞山中規則」においても第五条で規定されており、その存在は否定しようもない。また本規約の第一七条は、他山の奉願帳発行に際して立会人の持つていく当山山中友子の支給する見舞金が、金二円と定められ、「栃洞山中規則」の八円乃至六円より著しく縮小されていることが注目される。

一般の浪客交際についての規定は、次の通りである。

第五条 浪人附合法

一、坑夫浪人にて登山致したる際者其箱元に於て一切取計ふべし且つ浪人に拘らず非常相談有之節者山中大当番の集会を仰ぎ協議可致者とす

一、坑夫浪人にして不具者登飯致したる節者其箱元に於て取扱ふは勿論若一見送り人入用の際は箱元にて人夫差

出すものとす

但人夫三名以上入用の節者前後、箱元にて人夫差出さしむるべし

一、浪人見送り人夫給料は一日金 錢宛支払ふ者とす

一、坑夫浪人にて奉願帳、寄附帳等を携帯して登山致たる者へは附合金共左の通り救助す

一金 壹 円 奉願帳

一金七拾錢 寄附帳

但二度目登飯の節者附合料金拾五錢救助する事

一、山中箱元大当番山中の用向にて業務を欠勤したる場合には一日毎に金六拾錢を仕払ふ者とす

一、若し山中箱元に於て集会有る節者掲示の時間より一時間経過したる場合には料料として金參拾錢を集会場へ

納める事

一、山中箱元に於て集会各大当番二日間業務を費したる場合には金壹円を仕払ふ者とす

一、坑夫浪人登山致したる者へは附合料金拾五錢を給与するものとす

第拾七条

一、他山より坑夫並に奉願帳及寄附帳の立会人を依頼の節者箱元、前、現、後の三飯場大当番協議の上出頭する

事

但祝儀金は貳円と定むる事

第六条 新入坑夫附合法

一、各飯場に於て新に坑夫雇入れに相成りたる節者該人原籍取調べ箱元へ差出すべし箱元に於ては聞届の上者附

合料金拾五銭を給与する者とす

第拾壹条

一、坑夫たる者解雇請願退山する者は箱元へ出頭すべし、且つ箱元に於ては餞別として金參拾銭を与ふべし

但し箱元へ出頭せざる者は餞別を与へず

第拾六条

一、浪客人箱元に来登し自己の都合上滞在し出願なしたる時者箱元に於て其者の身上を審査し滞在の必要あると認めたる場合は三日間迄滞在を許可する事を得

第五条は、第一項において浪人坑夫の登飯手続を示し、第八項には、一五銭の附合料の支給を規定している。第二項、第三項は、奉願帳持ちの(あるいは持たない者も含まれたかも知れないが)、「不具者」の浪人登飯に際して「見送り人」の提供を規定し、見送人への手当の支給が示唆されている。こうした規定は、これまでみてきた友子規約にはみられなかったものであるが、大正期には見送り人の制度は一般に確認されており、この制度が明治三〇年代後半には成立していたことを示唆している点で注目される。第四項は、奉願帳持には一円、寄附帳持浪人には七〇銭の附合料の支給を規定しているが、「栃洞山中規則」には、第五条第六項に該当する規定はみられるが、支給額の規定はみられなかった。因に磐城炭砒の支給額は、奉願帳一等一円、二等七〇銭、寄附帳五〇銭であり、ほど神岡鉱山と同水準である。尚、第五、第六、第七の各項の規定は、組織問題について規定したものであり、場違いなところに置かれており、編者の間違いによるものと思われる。

第六条は、浪人坑夫のうち当山に雇用された場合に、箱元への手続の後、附合料一五銭の支給を規定したもので、これは「栃洞山中規則」の第七条第二項にもみられる。これまでの規約では、当山で就業する浪人への附合料

の規定は、この規約で初めてみられる。第一条の規定は、当山を解雇請願退山する者に金三〇銭の餞別支給を規定し、第一六条は、浪人の三日間迄の滞在許可を規定している。

最後に友子の自治的機能の規定について。

第拾条

一、当山に使役する坑夫にして意外なる事件を山中箱元へ訴へ出名中原告人たる者は積立金として金拾五元を箱元に納むべし、箱元に於て正式なる手続の終りたる時該事件を受理し、審判の理由ありと認めたる場合は即時山中大当番を召集し之を審理をなさしめ公平なる裁決を取るべし、該事件の勝敗決定の上は損害賠償として金拾五元を敗訴者より負担なさしむ、若一該事件の損害金の償ひを得ざる者は山中の立会を要せず交際を拒絶し其の旨全国諸鉱山に通知するものとす

但原告人の勝となりたる時は積立ある金額即時返付するものとす

第拾参条

一、坑内に拘らず坑夫たる者諸道具、諸物品紛失したる節は嚴重に取調べ其盗人発見之上直に箱元へ上申し、箱元は之を山中大当番へ報告し、山中一同の集會を設け其の議決を以て処分法を取計ふものとす

第一条の規定は、「とりけし」との記述がみられ、恐らくいずれかの改正時に削除されたものと思われる。内容は、友子組織内の鉱夫間の紛争に対して、箱元の仲介・調停を規定したものであり、原告人は一五元を箱元に供託し、損害金を用意し、大当番集會により審判を仰ぎ、敗訴者は損害賠償金を支払うべし、と規定するものである。これは、友子が鉱山内の秩序維持をはかり、自治的機能を果そうとしていることを示すものとしてきわめて注目されるべき象徴的規定である。もっとも途中で削除されなければならなかったのは、市民社会化の進展する明治末期

から大正期にかけて、こうした措置が、もはや友子にとって処理し切れない面をもったためかも知れない。第一三条は、「栃洞山中規則」にもみられた鉱夫の諸道具の窃盗に対する処分を規定したものであり、その意義は、第一〇条の規定に順じたものである。

以上のように、「神岡鉱山同盟坑夫 契約書」は、明治三〇年代後半期の友子の組織及び機能を成文規約化したものであり、当時の友子制度の基本構造を明らかにしているものとみなすことができる。

(4) (c)の③の注

(1) 水瀬清二郎『坑夫』第四編より収録。また『長棟鉱山史の研究』にも収録されている。なお、友子規約の原型を抽出するため、大正期の改正条項（既存の条項に書き加えたもの約四ヶ条）を省いた。

(2) 神岡町在住林下安一氏所蔵のもの。

④ その他の鉱山の友子規約について

次に『阿仁合町郷土誌』に紹介されている明治四三年三月頃の阿仁鉱山小沢坑の渡友子の規約についてみることにしよう。全文は全二〇条からなっているが、残念ながら八箇条分しか引用されていない。一般に知られていないので次にそれを紹介しておきたい。

阿仁鉱山小沢坑渡友子の規約（明治四三年）

記 録

第一条 渡利友子ノ交際ハ一ニ信義ヲ重ンジ礼讓ヲ以テ交際ノ義務ヲ全フスル目的トス

第二条 交際坑夫ノ交際所ハ小沢鉱山内ニ設置ス

但シ交際所ハ其ノ時宣ニ依リ変更スルコトアルベシ

死亡者取扱

第三条 交際坑夫ノ病氣又ハ変死等アルトキハ白米一升ツ、一人ヨリ取集メ香花料金壹円供納スル事

第四条 交際坑夫ノ家族ノ病死変死等アルトキハ三才以上ノ者ハ一人ヨリ白米五合香花料金五拾錢出生後百日以上満三才迄ハ一人ヨリ二合五勺ツ、香花料三十錢出生後百日迄香花料五拾錢供納スル事

病氣取扱

第五条 交際坑夫自然ノ病氣又ハ怪我等ニ臥床治療ノ者医師ノ診断書ニ依リ休業二週間経過ノ者ハ見舞トシテ金五十錢一週間以上三十日迄休業ノ者ハ金壹円三十日以上ノモノハ坑夫一人ヨリ白米二合五勺ツ、見舞其ノ後休業ノ者ハ三十日毎ニ二合五勺ツ、都合三ヶ月間給与スルコト

但シ三ヶ月以上ノ疾病休業ノ者ハ集合ノ上決議ニ依リ処置ス

浪人取扱

第六条 他ヨリ来山ノ浪人ハ何人ニ因ラズ交際所ニ揚カル事

第一項

本人ノ都合ニ依リ他親戚其知己ノ方ニ揚カル者ハ食料無料無給、附合金ヲ差出ス事

第二項

宿泊ハ三日間食料七十五錢出立スル者餞別トシテ貳拾錢当山使役ノ者ハ附合金拾錢差出ス事

第七条、第八条、第九条 省略

仏参

第拾条 交際坑夫ノ死亡シタルトキハ其子分アル者ハ子分子分ナキモノハ得母舎弟、得母舎弟ナキモノハ取立兄

弟ヲ以テ死後一ケ年間にニ死地ニ石牌ヲ建立寺院召待供養スル事トス

第一項

仏參ハ其人ノ都合ニ因リ前期限内ニ仏參未済ノ時ハ山中ニ願出デ金三円積立金トシテ差出ス事

第二項

第一項ノ手續ヲ經ズ其儘期限延滞ニ渉ル者ハ協議ノ上処分ス

中略

欧打

第拾六条 友子ニシテ相互酒氣之上口論ノ結果欧打負傷ノモノニ在ツテハ見舞金ヲ、米ノ給与セズ但シ友子ノ名

譽ヲ毀損スル場合口論ノ末負傷スルモノハ集會ヲ以テ論ズ敢テ本条ノ限りニ非ズ

（右ノ如クニ規約シテ式拾条まであるも茲には省略ス）

工藤由四郎編『阿仁合郷土誌』⁽¹⁾

抜粋された小沢坑の友子規約は、基本的には、これまでみてきたものと類似しているが、小沢鉦に特徴的な点をあげれば次の諸点である。第一に、死亡、病氣見舞については、白米の現物支給のウェイトが著しく高いことであり、その限りで、これは、明治前期の友子制度の傾向を示しているように思われると同時に、貨幣経済の発展の遅れている東北地方の特徴が友子制度に反映しているのではないかと思われる。第二に渡友子であるために、仏参制度について、明確に規定され、この点自友子との相違を明確にしていることが確認される。また欧打についても、友子の内部規律を示したものとして注目される。

次に明治末年の尾去沢鉦山の友子規約についてふれたい。その一つは、三菱鉱業『友子団体調査ニ係ル件』（昭

和(一)二年八月二十日)なる資料において収録されているもので、明治四一年一月より施行とある田郡坑の渡友子の「交際規約」⁽²⁾である。全文は以下の通りである。

尾沢山鉦山田郡坑の「交際規約」(明治四一年)

第一条 友子浪人ニテ登山ナシタル者ニハ、附合料金拾錢授与スル事。

第二条 友子浪人ニテ登山飯ナシタル節ハ飯料金拾八錢、家内ハ金拾五錢、拾五歳以下七歳以上ハ金九錢ノ止宿料トス。

但シ浪人ハ宿宿費飯トス。若シ病氣且ツ事故ニ付テハ此限りニアラズ。

第三条 浪人交際場ノ外ニ浪登致シタルト雖モ、飯料ハ必ず仕払ウ事ヲ禁ズ。

第四条 浪人各々ノ宅ヘ浪登シタル際ハ交際場ニ顔出シスベシ。若シ浪人ニ於テ登宿シタル家ニ同居シタキ由ナレバ、其宅ノ主人タル者保証人トナリ、右ノ旨飯場頭且ツ世話人ヘ申出、聞届ノ上使役願出ベキ事。

第五条 交際金ハ毎月廿七日請求ナシ取集メナス者トス。

但シ老人ニ付キ金拾五錢ツツ。若シ都合上世話人ノ意見ニ依リ増金ハ、其ノ場合ニ於テ此ノ限ニアラズ。

第六条 交際金ハ月廿七日ヨリ翌月五日迄トス。若シ此ノ期限迄ニ違犯シタル者ハ、書証ニ保証人ヲ加ヘテ定日ヲ定メ世話人ヘ届出ベシ。

第七条 第六条ノ規定ノ通り交際金不納者且ツ保証人共書証期日迄ニ納金無之際ハ、山中協議ノ上処分スル事。

第八条 浪人登飯ノ節ハ、飯場ヨリ山中世話人ヘ浪人届ヲ浪登次第届ケベシ。若シ延引ノ節ハ第二条規定ノ通り飯料無効トス。

第九条 普通協議之件ハ大当番・世話人及議員ヲ以テ協議スル事。若シ止ムヲ得ザル大事件ノ出来ノ際ハ山中大

集会ニテ決議スル事。

第十条 集会アル際ハ一日前ニ通知スル者トス。若シ止ムヲ得ザル事故出来タル者ハ、欠席書へ金七錢相添へ届出ベシ。

拾但シ規定ノ時間ニ遅刻シタル者ハ金四錢トス。無届ノ者ハ金拾五錢ノ過怠金出スベシ。尚時間ハ五時ト定ム。二ノ番方、大病人又ハ公用ノ者ハ届ケ書ダケニテ許ス。

集会ノ席ニ三回出頭ナキ者ハ、若シ不幸等旁々大難有ト雖モ一切救助セザル事。

第十一条 山中大集会ノ際ハ宿料トシテ金參拾錢ヲ出ス事。臨時集会之節ハ金貳拾錢トス。

第十二条 大当番交代満朞年トス。世話人及議員ハ滿六ヶ月間トス。

第十三条 臨時集会ニ於テ協議決定シタル件ハ、山中集会之際ニ一同へ通告スル事。

第十四条 山中役付之謝礼金ヲ左之通り定ム。

大当番年貳円ヲ朞七月、十二月ノ二回トス。世話人ハ六ヶ月満期ノ際一回朞円トス。

第十五条 山中大当番・世話人・議員交代ノ際ハ、手数料トシテ全部ニ金貳円授与ス。

第十六条 山中箱元譲リ渡シハ明治四拾朞年度ヨリ朞月廿五日ト定メ、世話人・議員立会ニテ受取り渡シナス者トス。

第十七条 毎月廿五日集会シ計算致ス事。其ノ節ハ老人議員立会スル事。

第十八条 集会時間ハ午后五時ヨリ全拾時迄ト定ム。

第十九条 坑夫取立出生人有之際ハ、山中一同ヨリ祝儀金朞円ト相定メ候事。

第二十条 奉願帳・寄附帳持参ノ者ニハ、附台金トシテ金六拾錢ヲ授与ス。

但シ自坑夫ト雖モ諸鉞山ニ於テ渡利友子ト交際シタル証明持参者ニハ、前記ノ通り授与差支ナシ。

第二十一条 交際者ハ必ず山中ニ家族届ケヲ出ス。付届無キ者ハ如何ナル不幸・災難アルト雖モ一切扶助セズ。

第二十二条 交際者親分及ビ兄弟分ト雖モ仏参シタル者ニハ、山中協議ノ上仏参証明書ヲ授与ス。

第二十三条 至急集会ノ際ハ、大当番・世話人・議員ニテ協議ノ上決定ナシテモ差支ナシ。

第二十四条 交際者入営又ハ出征スル時、金五拾銭ノ錢別並ニ洒肴ニテ箱元代理ニテ見送りスル事。

第二十五条 交際者仏参スル時ハ、山中ヨリ金老円ヲ香奠トシテ差出スモノトス。

右ハ明治四十一年一月ヨリ施行ス。

みられる通り、全二五条のかなり詳細なものであり、条文の仏参規定の強調から渡友子のものであることが一見してわかる。内容についてみると、条分構成は確列的で整然性を欠き、素朴な規約である。「明治四十一年一月ヨリ施行ス」とあるが、この時期に初めて成文化されたものであるというよりは、この時期に条文の改正がなされたものと思われる。古くから友子組織の存在が確認される尾去沢鉞山のことでもあり、この規約はその不整然性さからみて少なくとも、明治三〇年代のものであることは間違いない。

次に規約の主な内容を要約的に述べれば、組織の面については、第一二条に示されているように、大当番（任期一ヶ年）、世話人、議員等（任期六ヶ月）の役員が置かれ、箱元は、各条文から察して大当番による交替制のようであり、第九条の如く、友子の通常の問題は、大当番、世話人、議員による役員会の協議にて決定処理し、特別の問題は、全員参加の「山中大集会」にて決定処理されるとある。役員には、任期中一円、交替時に二円の手当が支給されている。以上の組織状況は、これまでの友子規約にみられたものと、役員の名称を除けば殆んど大差はない。

友子の機能の面についてみると、取立については、第十九条に、出生者に祝儀金一円を支給する旨の規定あるの

みで、特に規定はなく、慣行のみに従っていたことがわかる。共済規定は、特にみられないが、表題の「交際規約」からもわかるように、後にみる赤沢自友子の規約に照らしても、「山中救助規則」のようなものが別にあったものと思われる。従って本規定における共済規定は、いわゆる箱元交際に関するものが主で、第一条、第四条、第八条は、浪人に対する一宿一飯の規定をなしている。すなわち交際所を通じた浪人登山者には附合料一〇銭を支給し、更に飯料として一八銭(家内一五銭、子供九銭)を支給し、ただし、病人事故以外は、一宿一飯限りとされている。

第二〇条では、奉願帳寄附帳所持浪人には六〇銭が支給されると規定されている。また第二四条により山中友子メンバーの入営・出征には五拾銭の餞別が支払われた。第二二条及び第二四条は仏参について規定し仏参には証明書を与え、一円の香典が支給された。

第五条から七条は、交際金の徴収について規定している。ここでは月一五銭となっている。これは夕張第一砵の水準であるが、白米の扶助を考慮すべきであろう。

以上のように、尾去沢鉢山田郡坑の友子規約も、夕張第一砵や神岡鉢山栃洞坑と同様の内容をもっており、形態的にはやや粗雑で、明治末よりは、やや年代をさかのぼった明治三〇年代前半頃のものと思われる。

同じく大正元年記録の尾去沢鉢山の赤沢坑の自友子の友子規約(「山中救助規則」と「山中交際規則」の二種)が存在する。これは鉢山史研究家であり友子研究家でもある松井勝明氏の所蔵する赤沢坑箱元資料の一部であるが、これらは、近々出版を計画している資料集に収録する予定なのでここでの紹介を省くが、基本的には、これまでの友子規約と同じであり、神岡鉢山同盟坑夫規約と同様に内容が詳細であるだけでなく、特徴的な規定も含まれていて注目される点が少なくない。この規約の詳しい検討は、大正期の友子制度の分析に譲ることにしよう。

(4)の(c)の④の注

- (1) 工藤由四郎編『阿仁合町郷土誌』(昭和三七年刊)、一一〇～一一頁。
- (2) この資料は、左合藤三郎氏の尽力により「鉱業資料集・第一集」『友子団体調査報告』として復刻された。同書、九六一七頁による。